

# 荒川区情報セキュリティ

## 監査報告書（概要版）

平成23年3月

### 1 監査目的

今回の監査は、助言型の情報セキュリティ監査として実施したものです。

本監査では、住民記録や税など、区民の重要な個人情報を取扱う業務系システムの利用現場において、情報資産の管理等が適切に実施されていることを第三者の専門的立場から点検、評価するとともに、監査の結果をもとに、業務系システム利用現場における情報セキュリティ対策のさらなる改善と徹底を図ることを目的としました。

### 2 監査テーマ

監査対象とする課の情報資産について、所管業務の事務処理フロー及び情報資産のライフサイクル（発生から廃棄まで）に即し、それぞれの局面におけるリスク分析の視点を踏まえ、情報資産の管理状況や業務系システムの利用状況、情報セキュリティ対策の実施状況等を再検証しました。この再検証をとおして、現行の取扱い等の問題点を確認の上、改善方法等について助言、指導を行いました。

### 3 監査範囲

No	監査対象課	主な業務内容
1	区民生活部税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別区民税の課税に関する業務</li><li>・軽自動車税の課税に関する業務</li><li>・特別区たばこ税に関する業務</li><li>・区税の証明に関する業務</li><li>・区税の徴収及び滞納処分に関する業務</li><li>・納税の相談及び指導に関する業務</li></ul>
2	福祉部高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の保健サービスに関する業務</li><li>・高齢者福祉施策の調整及び調査に関する業務</li><li>・ひとり暮らし高齢者の事業に関する業務</li><li>・高齢者の総合相談に関する業務</li><li>・老人福祉センターの運営指導に関する業務</li><li>・高齢者虐待防止に関する業務</li><li>・地域包括支援センターの総合相談、権利擁護事業及び介護予防事業に関する業務</li></ul>
3	福祉部障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の福祉増進に関する業務</li><li>・区立障害者福祉施設の運営に関する業務</li><li>・心身障害者福祉手当に関する業務</li><li>・心身障害者医療費助成に関する業務</li><li>・身体、知的及び精神障害者の相談支援に関する業務</li><li>・精神保健に関する業務</li><li>・難病の相談及び療養支援に関する業務</li><li>・障害程度区分の認定調査に関する業務</li></ul>
4	子育て支援部保育課	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育相談に関する業務</li><li>・認可保育園及び認証保育所等に関する業務</li><li>・家庭福祉員に関する業務</li><li>・保育指導及び保育園給食に関する業務</li></ul>

#### 4 監査方法

##### (1) 事前確認

- ・情報セキュリティ関連規程と監査証拠のレビュー

##### (2) 本調査

- ・監査対象課の執務室の視察
- ・監査対象課の職員へのインタビュー

#### 5 監査実施日程

実施日	区 分	内 容
平成 22 年 11 月 18 日	事前確認	情報セキュリティ関連規程と監査証拠のレビュー (本調査に関する事前打合せを含む)
平成 22 年 12 月 14、22 日	本調査	監査対象課の執務室の視察と職員へのインタビュー
平成 23 年 1 月 19 日	監査報告書の 取りまとめ	監査調書の作成と監査結果に関する意見交換
平成 23 年 3 月 24 日	監査報告会	監査結果を踏まえた監査対象課への助言、指導

#### 6 監査実施体制

【監査人】 都市情報システム研究所 茶 谷 達 雄  
                  西城技術士事務所 西 城 秀 雄

#### 7 監査項目

区 分	内 容
監査項目	(1) 情報資産の管理、(2) 通信ケーブルの配線、(3) 機器の定期保守及び修理、 (4) 管理区域の構造、(5) 入退室の管理、(6) パソコン等の機器管理、 (7) 職員の遵守事項、(8) パスワードの取扱い、(9) アクセス制御、 (10) 不正プログラム対策、(11) 個人情報保護、(12) 緊急時一次対応

#### 8 適用基準等

##### (1) 適用基準

- ① 荒川区電子情報システム管理運営規程
- ② 荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準
- ③ 荒川区庁内ネットワーク利用に係るセキュリティ実施手順
- ④ 荒川区電子情報システムに係わる緊急時対応マニュアル

##### (2) 参考基準

- ① 地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン (総務省)
- ② 地方公共団体情報セキュリティセルフチェックリスト (総務省)

## 9 監査結果

### (1) 総評

昨年度及び今年度のセキュリティ監査をとおして、情報資産管理台帳の精度が大きく向上していました。また、管理者のリスク認識の高さや職員への啓発等により、セキュリティに対する高い意識が全組織に浸透しつつあると感じています。

今後、区に対しては、組織のセキュリティ文化をさらに高めていくため、より一層の努力を期待するものであり、本報告書がそうした取組みの一助となれば幸いです。

### (2) 優れている点

今回の監査で優れている点は、以下のとおりです。今後も、引き続き情報セキュリティ対策を徹底することを推奨します。

- ① 出先機関に個人情報を含む情報資産を送付する際には、手渡しで行われていた。また、外部の組織への情報資産の受け渡しにあたっては、記録を残しており適切である。
- ② 情報資産の保管キャビネットは施錠できるようになっており、鍵も適正に管理されていた。
- ③ 業務系システムは、指静脈によるログイン認証及び ID とパスワードによる認証を併用することで責任追及性が担保されており、適正であった。
- ④ 管理者が日常的な事務処理に潜在するセキュリティリスクを十分に把握し、職員に対して、必要な助言や指導等を行っている。そのため、担当者の説明からも、職員のセキュリティ意識が高いことがうかがえ、情報資産の目的外利用の禁止が遵守されていると認められた。
- ⑤ 保育園における園外保育の場合、園児の名簿等個人情報の持ち出しをしないこととしている。もし、事故等により個人情報が必要になった場合は、保育園に照会するなど、保育園をいわばキーステーションとして機能させる体制をとっている。

### (3) 指摘事項及び改善事項

直ちに情報セキュリティ事故につながる内容ではありませんが、業務執行時に潜むリスクについて十分に理解した上で、確実にご対応ください。

- ① 機密性や完全性、可用性の観点から見て必要なセキュリティレベルが異なる情報資産の保管方法を改善すること。
- ② 資料の廃棄記録を確実に行うこと。
- ③ 情報資産管理台帳の整備充実を図ること。
- ④ 通信ケーブルの敷設環境の改善に努めること。
- ⑤ 属人性を排除し、複眼チェックを行う等、業務適正管理の向上を図るような仕組みを検討すること。